

**佐賀県東部工業用水道規程第6号**

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程及び佐賀県東部工業用水道財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程及び佐賀県東部工業用水道財務規程の一部を改正する規程  
(佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正)

**第1条** 佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程(昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給与の支給)</p> <p><b>第10条</b> 略</p> <p>(日額旅費)</p> <p><b>第12条</b> 略</p> <p>2 日額旅費支給表の日額旅費の支給を受ける者の欄中第1号に規定する職員で、当該旅行のために多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要するものに対しては、その最低運賃が当該旅行について支給される日額(宿泊しない場合の日額)の<u>2分の1</u>に相当する額をこえるときは、当該日額にそのこえる金額に相当する鉄道賃、船賃又は車賃を加算して計算した金額を支給するものとする。</p> <p>3 略</p> <p><b>別表第6</b> (<u>12条関係</u>)</p> <p style="text-align: center;">日額旅費支給表</p>	<p>(給与の支給)</p> <p><b>第10条</b> 略</p> <p><u>(給与からの控除)</u></p> <p><b>第10条の2</b> <u>給与からの控除については、佐賀県職員給与条例第2条の3及び佐賀県知事が任命する職員の給与からの控除に関する規則(令和3年佐賀県規則第54号)の規定の例による。</u></p> <p>(日額旅費)</p> <p><b>第12条</b> 略</p> <p>2 日額旅費支給表の日額旅費の支給を受ける者の欄中第1号に規定する職員で、当該旅行のために多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要するものに対しては、その最低運賃が当該旅行について支給される日額(宿泊しない場合の日額)に相当する額を<u>超える</u>ときは、当該日額にその超える金額に相当する鉄道賃、船賃又は車賃を加算して計算した金額を支給するものとする。</p> <p>3 略</p> <p><b>別表第6</b> (<u>第12条関係</u>)</p> <p style="text-align: center;">日額旅費支給表</p>

改正前				改正後			
日額旅費の支給を受ける者	支給条件		支給日額	日額旅費の支給を受ける者	支給条件		支給日額
1 7日以上の講習、研修、訓練その他これらに類する目的のために旅行する職員	(1) 略	30日未満	5,910円	1 7日以上の講習、研修、訓練その他これらに類する目的のために旅行する職員	(1) 略	30日未満	5,360円
	(2) 右欄の規定にかかわらず、当該旅行をする職員のうち、研修所等の寮若しくはこれに類する宿泊施設を利用する者又は下宿を利用する者の支給日額は、 <u>2,800円</u> とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、同欄に掲げる額の範囲内で別に知事が定める。	30日以上	5,310円		30日以上	4,820円	
		60日未満	4,720円		60日未満	4,280円	
		60日以上	略		60日以上	略	
2 略			略			略	

(佐賀県東部工業用水道財務規程の一部改正)

第2条 佐賀県東部工業用水道財務規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第2の2（第46条関係） 支出負担行為整理区分表甲					別表第2の2（第46条関係） 支出負担行為整理区分表甲				
区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為額の範囲	支出負担行為に必要な書類	企業出納員に協議する基準	区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為額の範囲	支出負担行為に必要な書類	企業出納員に協議する基準

改正前				改正後			
給料	略	支払額調書 又は給料請求書	略	給料	略	支払額明細書 又は給料請求書	略
手当等	略	支払額調書 又は手当等請求書（戸籍謄本、死亡届書、失業証明書その他当該手当を支給すべき事実の発生を証明する書類を添付すること。）	略	手当等	略	支払額明細書 又は手当等請求書（戸籍謄本、死亡届書、失業証明書その他当該手当を支給すべき事実の発生を証明する書類を添付すること。）	略
賃金	略	支払額調書 又は請求書	略	賃金	略	支払額明細書 又は請求書	略
報酬	略	支払額調書 又は報酬請求書	略	報酬	略	支払額明細書 又は報酬請求書	略
略				略			
旅費	略	請求書	略	旅費	略	支払額明細書 又は請求書	略
退職給付金	略	支払額調書 又は請求書	略	退職給付金	略	支払額明細書 又は請求書	略

改正前					改正後				
			(支給すべき事実の発生を証明する書類を添付すること。)				書(支給すべき事実の発生を証明する書類を添付すること。)		
報償費	報償金の類	略	支払額調書 又は請求書	略	報償費	報償金の類	略	支払額明細書 又は請求書	略
	略					略			
手数料	略		支払額調書 又は請求書	略	手数料	略		支払額明細書 又は請求書	略
	略					略			
補償金	略				補償金	略			
	上記以外のもの	略	支払額調書 又は請求書	略		上記以外のもの	略	支払額明細書 又は請求書	略
研修費	略		支払額調書 又は請求書	略	研修費	略		支払額明細書 又は請求書	略
	略					略			
厚生費	略		支払額調書 又は請求書	略	厚生費	略		支払額明細書 又は請求書	略
	略					略			

改正前	改正後
注 略	注 略

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程第12条及び別表第6の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。